

# 令和 7 年度 地方創生に向けて“がんばる地域” 応援事業 ウ 一般事業実施に係る留意事項

要綱別表の第 1 欄に定める事業区分のうちウ一般事業の実施については、要綱及び令和 7 年度地方創生に向けて“がんばる地域” 応援事業実施に係る留意事項（共通部分）とともに、次の事項に留意してください。

## 第 1 助成対象事業

要綱別表の第 1 欄に定める事業区分ウ一般事業とは、次に掲げる要素を含む（一つ又は複数）ものをいいます。

- （１）集落の維持活性化、コミュニティビジネスによる小さな地域経済循環の創造
- （２）子ども・女性・若者・シニア等が活躍する地域づくり
- （３）食料・エネルギーの地産地消等、地域内支え合いの仕組みづくり
- （４）その他、地方創生に向けた地域ぐるみの取組

## 第 2 助成対象経費

- 1 原則として、委託料、備品購入費及び工事請負費の合計額が助成申請額の 3 分の 2 を超えないこととします（事業実施主体が市町村等・地域団体等の場合共通）。
- 2 原則として、委託料、備品購入費又は工事請負費のいずれかの額が助成申請額の 2 分の 1 を超えないこととします（事業実施主体が市町村等・地域団体等の場合共通）。

## 第 3 その他の留意事項

助成事業の採択に当たっては、他に見られない先駆的・独創的かつ継続性・発展性のある事を優先し、全体事業費に対して委託料の割合が高い事業については、事業内容によっては優先順位を低くするものとします。